

**国民年金の社会保険料控除
証明書を送付します**

納めていただいた国民年金保険料は、所得税や住民税の「社会保険料控除」の対象となり、申告を行うことで課税対象所得から控除されます。

申告の際には、保険料を納付したことを証明する書類を申告書に添付することが税法で義務付けられています。

このため、保険料の納付を証明する資料として「社会保険料控除証明書」（ハガキ様式）が11月上旬に社会保険庁から送られてきます。申告の際には、この控除証明書をご利用ください。

控除証明書の送付対象者

平成19年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方。

※平成19年10月2日から12月31日までの間に、その年初めて国民年金保険料を納付された方には、翌年2月に同様の控除証明書を送付されます。

領収証書も大切に

保険料の納め忘れなどで納付が遅れると、控除証明書の証明額に記載されない場合があります。

11月9日は「119番の日」

「119番」の通報時は、**次のことを、落ち着いて話してください！**

- ① **何があったのか**
火災・救急・救助・その他の災害か。
- ② **発生場所**
例：〇〇町〇〇番地
- ③ **付近にある目標となるような建物**
官公庁施設、学校、スーパー、商店などの名前
- ④ **通報者の氏名・電話番号**

※当番病医院のお問い合わせは、テレホンサービス（TEL0897-58-2200）をご利用ください。

携帯電話からも「119番通報」ができます

携帯電話からも局番なしの「119」で通報ができます。通報時は、次のことに注意してください。

- 電波の状態によって通報が切れたり、声が小さくなったりする場合があります。もし、電話が切断された場合は、近くの公衆電話や家庭の電話で通報してください。
- 自動車などを運転しながら携帯電話を使用する行為は、道路交通法違反になります。必ず安全な場所に停車してから通報してください。
- 通報後、消防署から折り返して問い合わせをする場合があります。しばらくの間は、電源を切ったり、他に電話をかけたりしないようご協力ください。

あります。この場合は領収証書などで控除額を自己申告しなければなりません。保険料の領収証書は大切に保管しておいてください。

問合せ

○新居浜社会保険事務所
TEL 0897-35-1300

○今治社会保険事務所
TEL 0898-32-6141

○控除証明書専用ダイヤル
TEL 0570-00-9911

※控除証明書専用ダイヤルの開設期間は11月1日(木)～平成20年3月14日(金)（平日・9時～17時）です。

**全国物価統計調査に
ご協力ください**

平成19年全国物価統計調査が11月に実施されます。

この調査は、消費者が購入する主な商品の販売価格やサービスの料金などを調査し、物価政策をはじめ各種の行政施策を立案する際の資料を得ることを目的として行われる国の重要な統計調査です。

調査は全国で約13万の小売店舗と約4万の飲食店、サービス事業所などを対象としています。調査にご協力ください。

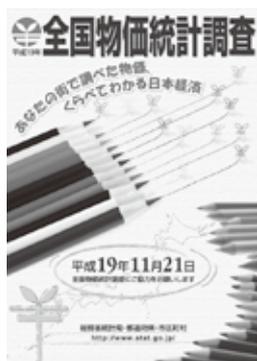
るようお願いいたします。

**実施主体 総務省統計局、
愛媛県、西条市**

問合せ

○市庁舎本館総務課 統計係
TEL 0897-52-1390

○総務省統計局ホームページ
<http://www.stat.go.jp/>



秋季全国火災予防運動 11月9日(金)～11月15日(木)

全国統一防火標語 『火は見てる あなたが離れる その時を』

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止して、高齢者を中心とする死者の発生の軽減、財産の損失防止を目的としています。火災予防運動の期間中は、各家庭で「火の元」点検や防火・避難についての話し合いを実施しましょう。

